

株 主 の 提 案 権

久 留 島 隆

- I はじめに
- II 株主提案権の意義
- III 株主提案権の要件
- IV まとめにかえて

I はじめに

昭和56年商法改正は、株式会社に関する運営の適正化を図るとともに、その監視機能を強化しようとするものであった。そのうち、会社機関については、株主総会の機能回復のための措置が種々設けられており、いわゆる少数株主権としての株主の総会に対する提案権制度の新設も、その1つである。

商法 232 条ノ 2 は、6 月前より引続き発行済株式総数の100分の1以上の株式、または300株以上の株式を有する株主に対して、総会の議題についての提案権を認めている。株主に提案権があれば、取締役会が株主総会に提出しようとする議案についても、総会で決議することができる。その手続として、総会の会日より6週間前に、書面で一定の事項を会議の目的とすることを請求すると、取締役はその事項を総会の招集通知に記載する。しかし、過去において少数で否決されたものについては、3年間は記載の請求はできないと制約するなど、その濫用に歯止めが設けられている。なお、商法 430 条 2 項によって、この提案権は、清算会社の株主総会についても認められており、清算人は、株主からの提案があれば、これを株主総会の会議の目的とし、または、総会招集通知状に記載しなければならない。

本来、会議体においては、その構成員が会議の目的たる事項について提案をすることができ

るのは事柄の性質上当然のことである¹⁾が、株主総会の形骸化防止のため、株主の総会への意思の反映の確保、経営参加意欲の促進等、総会における株主の権利を特に強化する必要から、学説上において従来から認められていた提案権を、規定上明確化するとともに、株主がした提案を株主総会の招集通知および公告に記載することとし、株主の提案権を拡張強化したものである²⁾。

しかしながら、立法過程においては、株主の質問権（会社役員の説明義務）に比し、株主提案権を明定することについて、積極的意見は少なかったようである。その主な理由は、現行法の少数株主による総会招集(商法 237 条)³⁾や議案の修正動議で足りること、総会屋等による濫用の危険、総会運営に混乱の生ずるおそれがあること、提案事項として相当かどうかの公的な判断機関がないこと、日本の現状からみて時期尚早等の理由であった⁴⁾。これらの反対理由に対しては、実務的な配慮が表に出すぎている感じが否めず、株主と会社とのコミュニケーションを強化し、あるいは株主がその意見を他の株主に訴え、その意思を糾合することができるようにするための制度的な保障として、提案権の制度は不可欠のものであるとの積極的意見⁵⁾が示されていた。

そこで、本稿では、新設された株主の提案権をめぐる若干の問題点を検討することに主たる課題を置いた。

II 株主提案権の意義

一般に株主の提案権という場合には、追加提案すなわち総会招集権者たる取締役会が議案と

しない事項の提案、修正提案すなわち取締役会が議案としている事項の内容の修正を求める提案、そしてこれに反対する提案および選挙提案⁶⁾、すなわち、取締役・監査役の選任決議につき候補者をたてる提案の4種類が考えられる。

このうち追加提案は、昭和56年商法改正前においては認められない。なぜなら、株主総会の招集は取締役会が決定し、総会の招集通知には会議の目的たる事項が記載されなければならない(商法231条、同法232条2項)ため、株主総会の権限は、その招集通知に記載されている議案に拘束されるからである。総会の議場内での直接的な提案は認められないため、株主は総会席上で修正提案の動議を提出するほかはなかった。したがって、株主の追加提案を取締役会が任意に採用し、招集通知状に記載しないかぎり、株主総会での決議事項とはなりえなかった。しかしこの場合でも、株主からの議案は、取締役会での動機にとどまり、取締役会自身が提出した議案と変ることはなかった。

これに対して、株主の修正提案の動議は、昭和56年商法改正前においても、改正後においても、認められる。なぜなら、株主の総会参与権(出席権・発言権等)の中には、理論上当然に修正動議を提出する権利も含まれているものと解すべきだからである⁷⁾。したがって、株主の提案権が明文上認められたからといって、総会議場における修正動議は、依然として可能でなければならない。ただ、昭和56年商法改正の際暫定的に置かれた単位株制度を採用する会社にあつては、単位未満株主は株主総会参与権が認められない(附則18条1項)ため、修正提案はもちろん追加提案もなすことができない。

新設された株主提案権制度は、議題だけを招集の通知および公告に掲げさせることを欲するときは、商法232条ノ2第1項において提案権を行使し、議案の要領を招集の通知および公告に記載させることを欲するときは、同条2項によって提案権を行使するという構成を採用しており、商法232条ノ2第1項は、追加提案を、

第2項は修正提案、反対提案と選挙提案を対象に規定しているものと考えられる⁸⁾。修正提案権等は従来どおり維持されること⁹⁾に加えて、事前の請求による株主の追加提案権が新たに認められることとなった。したがって、これまで考えられていた提案権自体を変更するものではない。むしろ、株主から追加提案権が行使されると、取締役はこれを議題に加えなければならないという法的義務が新たに課せられた点に、大きな意義が存すると解される^{10,11)}。

株主提案権は、その提案が実際に決議として成立するという効果を、必ずしも期待するものではなく、一般株主の意見を法的に保障することによって、株主相互間および株主と会社との間のコミュニケーションをよくするためのものであり、開かれた株式会社を実現するためのものである^{12,13)}。この提案権に近い制度として、少数株主による総会招集権(商法237条)がある。これには、6月前より引続き発行済株式の総数の100分の3以上に当る株式を有する株主という厳格な要件を満たさなければならず、加えてこのための総会開催費用がかかるし、株主が会社に代って総会を招集するには裁判所の許可を得なければならないことになっている。このような事情から、大きな会社では、この制度の利用は事実上不可能である。これに対して、職務遂行に関し不正行為をした取締役を解任したい株主にとって、この提案権制度は、かなり有効である。なぜなら、現行商法257条3項のもとでは、不正行為をした取締役を解任する訴を提起するためには、まず、そもそも取締役会が議案にしたくないところの解任議案が否決されなければならないという要件が、さらには、解任の訴提起権者は、6月前より引続き発行済株式の総数の100分の3以上に当る株式を有する株主でなければならないという厳しい要件が必要だからである。このような場合に、提案権を利用すれば、臨時株主総会を開催するまでもなく、招集通知状に記載を加えるだけで充分であるから、現実に解任議案が可決されるか否かは

格別、定時株主総会の場を活用することができるという点で、あるいは持株数が3分の1に緩和されているということから、少数株主による総会招集請求権よりも、大会社を前提とするかぎり、提案権の方が便宜であるといえよう。

株主の提案権は、諸外国においてすでに認められている制度である。アメリカ合衆国では、各州の会社法には株主の提案権に関する規定はほとんど存在しないが¹⁴⁾、1934年証券取引法に基づく証券取引所委員会規則14条(a)-8は、株主提案権に関して定めている¹⁵⁾。この提案権は1株株主権である。ただし、発行している証券が州際間で取引される会社であって、かつその年間売上げが150万ドル以上という大会社だけに株主提案権が認められている。イギリス会社法140条1項では、議決権を有する社員全員の議決権総数の20分の1以上を代表する社員か、社員1人当たり平均額100ポンド以上払込済みの会社の株式を有する100人以上の社員による請求の場合に、提案権が認められている。フランス会社法160条2項によると、資本の100分の5に当る株式を有する1人または数人の株主に認められ、ヨーロッパ会社法案86条3項では、資本の5パーセントまたは10万計算単位以上の券面額に当る株式を有する1人または数人の株主に認められている。西ドイツでは3種の株主提案権が認められており、西ドイツ株式法122条2項によると、資本の20分の1または100万ドイツマルクの券面額に達する株主に、追加提案権が認められている。これに対して反対提案権と監査役員または決算検査役の選挙提案権は、単独株主権である(西ドイツ株式法126条、同法127条¹⁶⁾)。

この点、日本では、100分の1以上という割合的基準と300株以上という絶対的基準を設けているので、諸外国と比較するとめずらしい立法例であり、今までの日本の商法でも例をみない要件ということができよう。これは、大きな会社の場合割合基準だけにすると、個人株主にとって提案権行使は事実上不可能となるため、

300株以上という絶対的基準を加味したと考えられている¹⁷⁾。ただ、日本でも昭和23年7月10日規則第13号をもって制定された当初の「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規則」8条で、会社の勧誘する議案に異議のある株主が、自己の提案を会社の勧誘資料に記載することを請求できるという反対提案権(単独株主権)として定められていた。しかし、会社側の提案と反対提案とが併記されるのは不都合であるということ、濫用されると会社の運営に支障をきたすこと、商法自体に規定がないため証券取引法の委任の範囲を超えるものであることなどの理由から、翌年の昭和24年5月の改正で廃止されている¹⁸⁾。このような経緯からすると、今回の改正商法によって、商法自体が提案権の中で最も重要な追加提案権を制度化したということが、顕著な特徴であるといえる。

この点において、改正法による株主の提案権が、会社の取締役会によって決められた総会の会議の目的について通知を受け、その情報のもとに、追加提案、修正・反対提案等をする制度ではないことに着眼して、株主総会への提案権を、業務執行機関の側の問題としてとらえ、持株要件を充たした株主は、その機関の構成員であると解する立場¹⁹⁾があるが、現行商法の仕組みからしてこのように解するのは妥当ではなく、一定の事項を議案とすることを請求するという趣旨の取締役に対する請求権と解すれば充分である²⁰⁾。

Ⅲ 株主提案権の要件

〔持株要件〕

株主の提案権は、6月前から引続き発行済株式総数の100分の1以上の株式、または、300株²¹⁾(単位株制度を採用する会社では300単位、附則21条)以上の株式を有する株主に認められる。この要件は、他の少数株主権と同様、複数の株主が集まって充足しても差し支えない²²⁾。このように、単独株主権とせず²³⁾、少数株主権としたのは、その濫用をさけるためであると説

かれている²⁴⁾。

既存の会社で単位株制度を採用せず、かつ単位引上げのための株式併合もしない額面50円の会社の場合でも、持株要件は単純に300株で提案権が行使できることとなってしまう²⁵⁾。この300株という数字は、昭和56年改正商法により、実質価値が5万円以上とされた株式を想定して定められたものであり、特に大会社においては発行済株式総数の100分の1以上という持株要件を充たすことは必ずしも容易ではないことに着目して、特に設けられた要件であるとしても、単位株制度を採用する会社で、額面50円の株式を発行している場合には、30万株、額面金額1500万円以上の株式保有を要することになり、単位株制度を採用しない会社との間の1000倍の不均衡はぬぐいきれないものがある²⁶⁾。この点については、単位株制度が強制されない会社においても、提案権の濫用防止のため、単位株制度(附則15条1項2号)を採用するか、株式併合(商法293条ノ3ノ3)をすることによって、株式単位の引上げに踏み切らざるを得ないこと、これは株式単位引上げを促進しようとする昭和56年商法改正の大きな政策上の目的に合うこと²⁷⁾、閉鎖的な小会社の場合²⁸⁾には、提案権が行使された場合にそれに対処するため要する費用²⁹⁾は極めて低いこと、小会社の場合は株主が少なく株式譲渡制限の定めが定款に設けられていることが考えられ、異分子の存在を排除することができること、あえて300株の要件に依らなくても、場合によっては、かえって、100分の1以上の持株要件に合致する多くの株主が考えられること、提案権の制度を利用しなくても、会社と株主、株主相互間のコミュニケーションは十分可能であるから、提案権の利用は少ないと考えられること、提案権よりも直截的な手段が他に多くあることなどを理由として、説明がなされている³⁰⁾。けれども、提案権が今後どの程度の規模の会社で利用されていくのか否か、注目せざるを得ない。

この300株という要件については、単位株制

度が適用される会社にあつては、複数株主の持株を合計する場合でも、単位未満株式を合算しないし、100分の1を算定する場合の分母としての発行済株式総数にも、単位未満株式の合計数は算入されない(附則20条1項)。同様に、端株の合計数に相当する株式の数も算入されない(商法230条ノ9第1項)。

なお、6ヶ月の保有期間は、他の少数株主権にも存する要件でもあり、異なるところはない。これらの要件は、定款によって軽減することはできるが加重することはできない³¹⁾。

株主が提案権を行使するためには、総会の会日の6週間前までに、書面で取締役に対して請求しなければならない。総会に先立つ6週間前というのは、総会の招集通知が会日の2週間前になされる(商法232条1項)ことを考慮して、これよりもさらに4週間前とすることにより、会社にも十分な準備期間(招集通知の発送時期とその作成に必要な期間)が与えられたことになった。会社のための準備期間であるから、6週間前までに総会の日を株主に通知する必要はない³²⁾。定時総会の会日については、これまでの例からみて、株主の側である程度の予測ができるから、相当の余裕をもって提出することが必要である。株主の側で予測がつかないときは、総会会日の予定を会社に問合わせることもできるから、その場合会社はこれに回答しなければならない。

会日より6週間前までに書面で提案すべきものとなっているが、直前の総会終了直後に届いた提案は、特別な場合を除いて、次期総会のための提案としての効力をもつと考えてよい。請求時期が早すぎるという理由で受理を拒むことは許されない。逆に、6週間前に到達しなかった提案については、提案権行使の要件を充たさないものとして、当該総会に関しては採り上げる必要はないと思われる。ただ、6週間前という提案権行使の要件は、会社側のための準備期間であるということ、株主の側からは、確定した総会の会日を一般的には6週間以上も前から知る

ことができないことなどを考え合わせると、6週間前という要件に軽度の欠缺がある提案がなされた場合、会社の側で判断して、任意に当該総会の提案として採り上げることは差し支えないものと解する³³⁾。そうでない場合は、次の総会に対する提案として採り上げるか否かは、その提案の趣旨如何である³⁴⁾。この点、提案権は、会社の理事者側での提案の通知、公告を受けてから行使されるものでないことからすれば、その総会に特定されず、次回の総会のためのものとして有効であるとも考えられると解する立場³⁵⁾がある。6週間前という要件を充たさない提案だからというだけで無効なものとして取り扱ったり、逆に次回の提案として有効なものとして取り扱うことは画一的にすぎるきらいがあり、提案の具体的な内容に応じて、たとえば、当該総会に限定してなされた提案ではなく、次回の総会でも提案の意味が充分にあるというのであれば、次の総会のための提案として採り上げるというように、その都度会社の側で判断すべき問題であると考えられる。6週間前という要件を充たしているか否かにかかわらず、会社とすれば、提出された提案を採り上げる際、株主の意思を確認すべきであるし、同時に提案株主が6月前から引続いて株主であるという要件も、株主名簿により当然にチェックする必要がある³⁶⁾。

株主が提案権を行使してきた場合に、会社が当該株主に釈明を求め、提案の取下げを依頼することができるかという問題については、後述するように、会社が株主の提案を拒否できる場合が法定されている以上、原則的には否定的に解すべきである。株主総会の活性化を目論んだ昭和56年改正商法の趣旨からして、株主と会社間のコミュニケーションを会社の側から閉ざすべきいわれはないからである³⁷⁾。

[提案が許される事項]

株主総会の会議の目的となすべきことを請求することができる事項は、当然のことながら商法 230 条ノ10により法律または定款で総会の権

限事項とされたものに限定される。したがって、単に一般的政治的目的による提案のように、株主の提案した事項がこれらのいずれにも該当しない場合には、総会の議題となりえない。このことから、商法 232 条ノ2 第1項但書は注意的規定と解してよいであろう。

提案の内容は、総会の決議すべき事項であればよいのから、前述の追加提案、修正提案、反対提案、選挙提案のいずれもが許され、しかも業務執行に関する事項であっても、定款変更に関する提案という形式であれば、定款変更は総会の決議事項であるため、これもまた許されることになる³⁸⁾。商法 232 条ノ2 第1項が定める会議の目的となすべき一定の事項とは、決議事項の標題的記載であり、本条第2項の定める会議の目的たる事項につきその株主の提出すべき議案の要領とは、提案の具体的な要旨であり、議案の基本的内容を他の株主に理解できる程度に明確に示すものでなければならない³⁹⁾。1個の会議の目的の中に「会社解散の件」等のように議案のないものもあり、逆に議案が複数存在することもある。たとえば、「取締役○名選任の件」という会議の目的の中に、取締役の推薦する議案と少数株主の反対議案とが同時に存在することも考えられる。本条2項に定める提案は、通知された会議の目的を逸脱しないかぎり、総会場で動議提出という形式で提出することができるものである。本条2項は、それを招集通知に記載して全株主に送付することを求めることができると規定している点に特色があり、株主からの記載請求があれば、原則としてこれを会社は拒むことはできない。ところで、元来総会の招集通知には、特に規定のある場合を除いて、会議の目的たる事項を単に標題的に記載すれば足りるのである(商法 232 条2項)が、株主からの記載請求があると、特別決議事項(商法 245 条2項の営業譲渡、商法 280 条ノ2 第3項の株主以外の者に対し特に有利な発行価額をもってする新株発行、商法 342 条2項の定款変更、商法 375 条2項の資本減少、商法 408 条2項の

合併契約書等) なみに、議案の要領を招集通知および公告に記載することとなった⁴⁰⁾。その結果、取締役会が定めた議題について、議案の要領の記載はないけれども、株主からの提案については記載されるという場合も考えられる。また、上記の事項のように、議案の要領を招集の通知および公告に記載することが、法律によって強制されている場合は、総会の会議の目的となすべきことだけを請求すればよいことになる。

[提案の方法]

提案は、書面でなすことを要するから、口頭や電話によるものは提案として受付けることを拒否することができる。書面による提案であればよいから、商法上は書式の如何を問わない。要は、株主総会の議案であることが明らかであり、議案としての内容が明確でありさえすればよいのである。そのために、あらかじめ請求書面の様式を定款規定に基づいて定め、提案理由の字数などについて合理的な制限を加えることは、許されるものと解する⁴¹⁾。

昭和56年商法改正に先立って公表された株式会社機関に関する改正試案第一、二4bでは、株主からの1つの提案については、理由を含めて400字以内という制限を付していたけれども、改正法では字数の制限をしていない⁴²⁾。その理由は、株主の提案理由をそのまま招集通知に記載すべきものとする、その記載をめぐる種々の問題が起こりうるし、大会社においては、後述するように、総会招集通知とともに議決権行使のための参考書類が株主に送付され、これに提案の内容が記載されることになった点にある⁴³⁾。商法232条ノ2第1項にもとづいて、総会の会議の目的を提案する場合に、提案株主が提案理由を付することは自由であるが、会社としては、これを招集通知に記載しなければならない法律上の義務はない。ただこの点については、提案株主にとっては、総会に出席した株主だけに議場で提案理由を説明するよりも、総会に出席しない株主に対しても自己の提

案理由を書面で知らせてもらう方が望ましいから、議案の要領の記載だけを請求しうることにしている改正法よりも、機関改正試案の方が妥当ではなかったか⁴⁴⁾との指摘がなされている。

議案の要領については、会社の側で、その実質を損わないかぎり、字句の修正も、全体を書直すこともできれば、適宜にその内容を簡略化することも差支えない⁴⁵⁾。

[参考書類に記載される提案事項]

会計監査人監査実施会社で、議決権を有する株主が1000人以上の大会社については、株式会社会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下、商法特例法と略称する。)21条ノ2に定める参考書類に、株主提案の議案が記載されて、株主に送付されることになる。昭和57年4月24日制定の「大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則」によると、参考書類には、一般的記載事項として株主の提出にかかる議案が記載される(同規則2条1項)ほか、その議案が株主の提出によること、その株主の持株数、議案に対する取締役会の意見が記載されねばならない(同規則4条1項)。売名行為に利用される弊害を防止するため、提案株主の氏名は記載事項となっていない。株主提案に対する取締役会の意見は、会社経営者の責任として、株主提案に対する態度を明らかにするものである。参考書類添付義務のない会社においても、株主の提案に対する会社の意見を表明するために、任意に参考となる書類に記載して株主に送付することは許される。400字以内の提案理由を記載した書面が、株主総会の会日の6週間前までに、提案株主から提出されているときは、当該理由またはその要旨を記載しなければならない。しかし提案の理由が明らかに虚偽である場合、または、もっぱら人の名誉を侵害し、もしくは人を侮辱する目的によるものと認められるときは、その提案理由を参考書類に記載する必要はない(同規則4条1項1号)。株主提案が、取締役、監査役または会計監査人に関する選任提案である場合には、候補者の氏名、

生年月日、略歴、その有する会社の株式の数、他の会社の代表者であるときはその事実、会社との間に特別の利害関係があるときはその要旨および就任の承諾を得ていないときはその旨、候補者が公認会計士であるときは、その氏名、事務所、生年月日および略歴、候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所および沿革等の事項は、提案理由とは別に、株主の提出したものが参考書類に記載される（同規則4条1項2号、同規則3条1項1、2号）。これら記載事項のうち、特別の利害関係とは何を意味するか、その程度・範囲について明らかにされていないため、今後の課題として残されている。商法247条1項3号が定める決議につき特別の利害関係とは、必ずしも一致するものではなく、参考書類記載事項の1つとして、すなわち選任決議の際の株主の判断材料の1つとして、検討すべきことになろう。なお、同じ範囲の会社に書面投票制度も適用される（商法特例法21条ノ3第1項）から、これらの会社においては、提案をした株主が支持票を集める手段を制度的に与えられたことになる⁴⁶⁾。参考書類の添付を義務づけられない会社においては、株主提案の理由を記載した書類を各株主に送付する法律上の義務はない⁴⁷⁾。このような会社においては、招集通知および公告に会議の目的だけを記載することが要求されるにすぎないか、提案理由を含めて議案要領の形式で記載してもらおうほかない。

〔総会における審議〕

株主総会においては、提案株主が、時間等の制約はあるだろうが、総会場で提案についての説明を求めることはできる。この場合、議長はこの申出に応じなければならない⁴⁸⁾。なお、株主の追加提案によるものであっても、総会の議題にほかならないから、これについても取締役および監査役に説明義務があるかどうかは問題であるが、事柄の性質上、議長は提案者たる株主に提案理由を総会場で説明させるべきものと解する⁴⁹⁾。提案をした者の側に、本来的な説明義務があると解すべきだからである。ただ、議

案の要領が通知・公告に記載されている場合は、提案株主の説明が省略されることもある。もっとも、取締役などの説明義務をまったく否定することはできず、したがって説明の請求があれば応ぜざるをえないけれども、取締役などの説明が不十分だからといって、ただちに決議取消の訴の対象となるかどうかは慎重に考える必要がある⁵¹⁾。株主総会の議長は、株主提案があれば、株主の提案であることを述べてから、その議案を審議すべきである⁵²⁾（商法237条ノ4第2項）。提案権を行使した株主が総会に出席せず、代理人にも委任していない場合であっても、提案自体が無効となるものではない。提案自体はすでに招集通知によって送付されているのであり、また、株主の質問権と異なり、株主の提案は、当該株主が総会に出席していることを要件としていないため、その提案は有効に成立していると解すべきであるから、表決に付されることになる。ただ、提案者自身が不在のため、提案理由説明が充分になされないことの故に、表決の対象から除かれることが考えられるだけである⁵³⁾。この場合、提案株主は提案者としては取締役と同じ地位に立っているので、総会への出席義務があり、したがってその義務違反には取締役に関する規定（善管注意義務違反による損害賠償の規定や罰則等）が類推適用される⁵⁴⁾との見解がある。しかし、現行法の趣旨からして、会社・取締役間の法律関係が、会社・株主間にも存在すると解するのは困難であるし、出席義務が法律上提案株主に課せられているとすれば、株主が欠席した場合に、株主提案にもとづいて書面投票をした株主の意思が無視されるということにもなり、かえって提案権制度の存在意義が失われるのではなからうか。株主提案が修正提案である場合、通常の手続であれば、会社提案が先議され、それが可決成立すると、株主提案は目的不到達となる。したがって、制度の趣旨からは、株主提案についても審議の機会を与えるのが適当であり、株主提案を先議するか、併行審議するのが望まし

い⁵⁹⁾との見解がある。株主の提案権制度が新設された趣旨からすれば、このように解することが確かに理想ではあるが、具体的提案に応じて、議長の議事運営に任せるのが最善ではなからうか⁶⁰⁾。

〔提案を拒否できる場合〕

会社が、株主の提案を拒否できるのは次の場合である。まず第一に、提案権行使の要件を備えないときで、持株・保有期間、提出書面・時期等が充たされていないければ、受付ける必要はない。第二に、その提案事項が、総会の決議すべき事項でないとき（商法 232 条ノ 2 第 1 項但書）である。法令違反の議案が許されないのは、もちろんであるが、定款違反の場合は、定款変更決議の提案という形式を採れば、総会の権限内事項と認められることが多い。すなわち、総会の決議事項を追加する定款変更の件と、それが可決されたときに提案する議案という形で提案すれば、提案する時点では総会の決議しうる事項でなくても提案することができるのである⁶¹⁾。

このように、株主が提案権によって請求できる事項は、総会の決議事項にかぎられるし、実際には、同時にその議案の要領を招集通知に記載することを請求する場合も多いことが予想される。しかし、会社が提案を拒否できる第三の場合として、記載すべき議案が法令もしくは定款に違反しているとき（商法 232 条ノ 2 第 2 項但書前段）である。法令もしくは定款に違反しないことという要件は、商法 232 条ノ 2 第 1 項但書の「総会ノ決議スベキモノニ非ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ」という要件と同趣旨である⁶²⁾。たとえば、法令に違反している議案として、商法 290 条による 配当可能利益額を超過して配当を行う利益処分案のような場合があり、定款に違反する議案としては、定款で定められた人数を超える取締役・監査役の選任議案のような場合が考えられる。後者のような選任議案を有効なものとするためには、同時に解任の議案を提案することを要するのであり、そうでなければ、

これを総会の目的とすることもできないことになる。したがって、招集通知および公告に記載する必要はない。もっとも、法令もしくは定款に違反する議案が総会で決議されても、後日、決議無効確認の訴や決議取消の訴の対象となる（商法 252 条、同法 247 条 1 項 2 号）から、そのような提案を採り上げては無意味である。第四に、同一の議案につき、総会において議決権の 10 分の 1 以上の賛成を得られずに、否決されてからいまだ 3 年を経過しないとき（商法 232 条ノ 2 第 2 項但書後段）である。すなわち、否決されると、満 3 年間は同一議案を再度提案できなくなるということである。しかし、この 3 年の起算点については争いがある。すなわち、提案権は総会における審議ないし決議を目的としているので、総会の会日を基準として連続提案の制限を適用することが合理的であることを理由に、3 年を経過していないときというのは、議案通知権行使の時点から過去 3 年内ということではなく、議案通知権にかかる議案が審議されるべき総会の会日を基準として、それから 3 年内と解すべきであるから、年 1 回の決算期の会社の定時総会に限っていえば、少なくとも 2 回の定時総会をやりすごさなければ同一議案を提案することができない⁶³⁾と説く立場がある。これに対して、3 年の期間は提案の書面提出の時点から遡って計算すべきであるから、年 1 回の定時総会であれば、その間に 3 回の定時総会を置かねばならないと解する立場⁶⁴⁾があって対立している。この規定の趣旨が、総会でほとんど賛同を得られず、可決される見込みのないような泡沫提案が、繰り返し提出されて、提案権が濫用されることを防止し、煩を避けることにある⁶⁵⁾とすれば、後者の考え方が妥当である。さらに、この規定の趣旨については、「招集通知に記載してもらえない理由は、3 年間はその議案は当初の重要性を失ったものとし、あえて事前の通知（周知徹底）を無用とする客観的評価にもとづくものと解するほかはない⁶⁶⁾。」と解する立場があるが、この規定の趣旨を提出議案

の重要性の有無に関する問題として理解する必要はなく、単に招集通知および公告に記載しないという意味を有するにすぎないものと解すれば足りるのではあるまいか。なぜなら、3年を経過しなくても、会社の側から当該事項につき自発的に、株主総会の議案とすることまでも禁止するものではないからである。また、招集通知および公告に記載してもらえないというにすぎないのであるから、3年を経過していなくても、商法232条ノ2第1項の提案権が行使されているかぎり、株主は総会場で毎回提出することができるのである。

ところで、「10分の1以上の賛成」を得られていないことの判断は、当該議案の決議がなされた総会の議事録にもとづくことになるが、株主提案のものであるかぎり、議事録への記載は、「満場一致」というような曖昧な記載、あるいは「反対多数」というような抽象的な記載では決議の結果の記載としては不十分である⁶³⁾。要は10分の1以上の賛成が得られなかったこと、すなわち、当該決議につき投票した議決権数(白票も含まれる)に対し、賛成投票した議決権の数が10分の1に達しなかったことが、判然とする記載がなされておれば、必要にして充分であるから、きわめて僅差である場合を除いて1票にいたるまでの正確な記載を要求するものではない。ただ、実際上は、賛成票の数と反対票の数を確認して、議事録に記載しておく方が望ましい⁶⁴⁾。「同一の議案」であるかどうかについても、その具体的内容によって事案ごとに、単に形式的にはなく、実質的に議事録などで判断するほかはない⁶⁵⁾。たとえば、配当増額を内容とする利益処分案は、たとえ1株当りの配当額が同じ提案であっても、決算期が違えば、別の提案である⁶⁶⁾。提案が拒否されると、この場合も、招集通知および公告に記載する必要はない。

株主の提案が、これらの拒否事由に該当するか否かを判断するのは、総会招集決定権を有する取締役会であるが、拒否事由として法定され

ている多くのものは、客観的に判断できる事項であるため、実際には代表取締役が判断することになるであろう⁶⁷⁾。提案を拒否した場合は、提案株主にその旨と理由を通知するのが望ましいのであるが、通知しなければならない法律上の義務はない⁶⁸⁾。

なお、株式会社の機関に関する改正試案(第一・二4cロ)では、株主の提案が拒否される場合として、「株主の提案した理由に示された事実が、明白に虚偽で会社又はその親会社若しくは子会社に損害を与えるものであるとき」が示されていたけれども、改正要綱(昭和56年1月26日)の段階で削除されており、改正法においても、採用されていない。その虚偽が明白であれば、その提案が拒絶されるべきであるのは当然のことだからである⁶⁹⁾。

[正当の理由もなく提案を拒否した場合]

株主から適法に一定の事項を総会の会議の目的となすべきことの請求があった(商法232条ノ2第1項)にもかかわらず、正当の理由もなく、これを会議の目的としなかった場合、取消すべき対象となる決議が存在しないのであるから、決議取消の問題(商法247条)は生じない⁷⁰⁾と解する学説がある。この立場に基づけば、追加提案(商法232条ノ2第1項)とともに、議事の要領を通知および公告に記載すべき請求があったにもかかわらず、これらをともに無視した場合も同様に解されることになる。この点については、取締役会と同格で並ぶ提案権者の提案が無視されているのであるから、その提案をめぐって活動する株主総会そのものの基礎が確立していないものとみななければならないので、適法に行使された株主提案権が無視されたときは、総会招集手続に違法があるため、決議取消の訴(商法247条1項1号)に服し、この場合、取消すべき決議は、当該株主総会における全決議である⁷¹⁾と説く見解がある。また、議題提出権の無視は、招集の通知洩れなどのように、当該総会の決議のすべてに影響を及ぼす共通の手続的瑕疵と考えるべきである⁷²⁾と

説く見解もある。しかし、追加提案が不当に拒否されたからといって、それとはまったく無関係に適法に決議されたものまで、取消の対象と解するのは、現行法の決議取消制度を超えるものといわざるをえない、と考えることもできよう。けれども、同じ決議の瑕疵といつても、提案が無視された場合と異なり、招集通知洩れの場合は、たとえ瑕疵が軽微なものであっても、決議事項のすべてにわたって瑕疵が存在することは否定できない。この点において両者の差異が認められるのであるが、無視された提案が、他の議案に影響を及ぼす可能性が充分にあり、株主総会に提出されていたなら、他の決議の賛否が逆になっていたかもしれないような場合も考えられるのである。結局、招集通知洩れの場合と同一には考えられないが、株主提案権が無視された場合には招集手続に瑕疵があることになり、決議取消事由になると解するのが妥当であろう。

取締役が提案を無視した場合に、株主がその提案について総会決議を得るためには、持株数の要件を、100分の1から100分の3以上にして、商法237条の総会招集請求権を行使せざるをえないであろう。なお、適法な提案を無視した取締役は、100万円以下の過料に処せられる(商法498条1項16号ノ2)。

次に、株主が適法に総会に提出すべき議案の要領を、総会招集通知および公告に記載すべきことを請求したにもかかわらず、会社が招集通知および公告への記載を怠った場合には、決議自体はなされているのであるから、商法247条1項1号に該当し、決議取消の訴の対象となる。この瑕疵は、提案株主による十分な説明が総会場でなされたとしても治癒されるものではない。この点、株主の提案の趣旨が徹底し、提案が総会において承認決議されれば、取締役が瑕疵を主張して、決議取消の訴を提起することは許されない⁷³⁾との立場があるが、むしろ、商法251条に定める裁判所の裁量棄却の問題と解するのが妥当である⁷⁴⁾。この場合も、商法498条

1項2号により、取締役は100万円以下の過料に処せられる。さらに反対提案や修正提案の不当拒否は、総会に対する事実の隠蔽(商法498条1項5号)となる場合も考えられ⁷⁵⁾、そのときも取締役は100万円以下の過料に処せられることになる⁷⁶⁾。

提案を不当に拒否された株主の救済問題については、前述したように、株主の提案権を取締役に対する請求権と解する以上、取締役の請求者に対する義務違反となるから、取締役の責任を追及するほかない⁷⁷⁾。その他、訴訟法上の救済方法として、当該提案を招集通知等に記載することを求める給付訴訟は、時間的に無理であろうから、この給付訴訟、または、原告株主に提案権があることに関する確認訴訟を本案として、仮の地位を求める仮処分(民事訴訟法760条、民事執行法180条)により、提案を招集通知等に記載するよう求めることができれば、仮処分そのものはその期間経過後であっても、招集通知の発送に間に合って、当該総会で付議することも可能であるし、株主の提案がきわめて重要なものである場合には、総会開催の差止請求(商法272条)およびそれを本案とする仮処分が認められることもありうるし、不当に拒否されたのが、反対・修正の提案である場合には、多くの場合それにかかわる議案の決議を禁止するだけで充分である⁷⁸⁾、との指摘がなされている。

IV まとめにかえて

すべての株式会社において、一定の要件のもとに、株主の提案権が少数株主権として認められることとなった。確かに、諸外国においても提案権を定める立法例は少なからず認められるし、大規模な会社を前提とするかぎり、少数株主により総会招集請求権(商法237条)を行使するよりも、持株比率が3分の1に緩和されているなど、便宜であることは否定できない。しかし、1パーセント以上の株式を有する株主は、ほとんど法人であるというのが実情である。ま

た、持株要件の300株は、単位株制度を採用する会社にあつては、300単位を意味する(附則21条)ので、50円額面株式を発行している場合、1単位を1000株とすれば、株式数は30万株となり、額面価額は1500万となる。その結果、1株につき平均時価が300円から400円とすれば、約1億円の投資をしてはじめてこの提案権を行使することができる。もっとも、数名の株主が共同してこの要件を充たすことによって、提案権を行使することができるとはいっても、多数の同志を集めねばならない。これらを考慮すると、300単位(平均時価1億円)という持株要件は高すぎるのではなかろうか⁷⁹⁾。一部の大株主だけが、提案権行使の機会をもっているといっても言いすぎではないと思われる。

他方、中小会社(閉鎖会社)を前提とすると、持株要件のうち、額面50円の会社でも、単に300株だけで提案権が行使できることとなってしまうのであるが、この程度の持株で提案しても、常に総会で否決されるであろうし、株主と会社間、株主相互のマスコミュニケーションは、中小規模の閉鎖会社では、提案権を行使するまでもなく保持されているのが通常であり、異分子的株主を廃除するためには、持株要件を持出すまでもなく、より効率的な方法が考えられるため、前述したように、提案権が頻繁に利用されるとは思われない。

その意味では、提案権が今後どの程度の会社で利用されていくかが注目されるのであるが、いわゆる総会屋・特殊株主あるいは一株株主の行動を危惧するあまり、提案権制度の内容は多少複雑すぎる嫌いがある。事実、商法改正要綱案よりも、提案権を行使させる方法が制限的になっており⁸⁰⁾、本当に、支配株主でない株主にも提案権を認めて、株主総会を活性化しようとしているのか、このような制度で、少数株主の提案権実現が確保されたのかどうか、その実効性については疑問を呈せざるを得ない。実務界においても、約75パーセントの会社が、提案権制度が、主に特殊株主に利用されるか、あるい

はほとんど利用されないという予想をしており、一般的評価は低い⁸¹⁾。しかし、このことは、株主提案権の存在意義を低めるものではない。

この提案権を行使するか否かは、確かに、株主の自由であるが、株主提案権制度は、株主共同の利益を確保するために新設されたものであるから、1株主または少数の株主の個人的な目的のために、単に会社役員を困惑させる手段として濫用されることがあってはならない。この制度によって株主に能動的・積極的な参加の機会が保障されたこと、すなわち、他の株主に自己の提案とその理由を開示できる権利が認められたこと⁸²⁾の意義は大きい。他方、提案権制度が商法に規定されていること自体が、会社経営者を牽制することになり、その意味するところは重大であるといえよう⁸³⁾。

(注)

- 1) 龍田 節「株主総会」『企業会計』33巻9号1981・8) 58頁参照。
- 2) 稲葉威雄『改正商法逐条解説』(商事法務研究会, 昭和56年12月) 82頁。
- 3) 商法237条に類似する制度として、商法294条の検査役選任請求を経た上での裁判所による総会招集命令の制度がある。
- 4) 稲葉威雄「会社法改正に関する各界意見の分析」商法改正に関する各界意見の分析『別冊商事法務』51号(商事法務研究会, 昭和56年7月) 27頁参照。稲葉=鴻=河本=森本「会社法の改正～理論を中心として」『ジュリスト』747号(1981・8) 59頁(森本発言)参照。なお、慶応義塾大学商法研究会「会社法の問題点と改正意見」『法学研究』49巻2号(昭和51年2月) 80頁は、「諸外国の立法例に見られるような提案権であると、総会の1月以上も前に招集通知を発しなければならない。しかもわが国においては、この点に関して株主の要請が強いとも聞かないし、その反面、濫用の危険の大きいことも予想される。現行法上、少数株主に総会招集の権限が与えられているから、株主に提案権を認めることは差当って必要ではない。」との意見であったし、同「株式会社の機関に関する改正意見」『法学研究』52巻9号(昭和54年9月) 97頁は、「経済界における実際の要請もないのに、その行使に制約の多い株主の提案権を採用することは、いたずらに制度を複雑にして平

- 地に波らんを招く原因ともなりかねない。それよりも、現行法上の少数株主の総会招集請求権の要件を緩和し、その活用をはかることをまず検討すべきである。」と主張して、いずれの段階においても、株主の提案権新設については消極的であった。
- 5) 元木 = 稲葉 = 濱崎「株式会社機関改正試案に対する各界意見の分析」商法改正に関する各界意見の分析『別冊商事法務』51号(商事法務研究会, 昭和56年7月) 107頁。
 - 6) 取締役, 監査役, 会計監査人の選任決議につき, 候補者を掲げて行なう選挙提案は, 追加提案と修正提案のいずれにも当てはまる場合がありうる(龍田・前掲『企業会計』33巻9号59頁。河本一郎「提案権」会社機関改正試案の研究『金融商事判例』572号(昭和54年7月) 39頁)。なお, 服部栄三「株主提案権」『代行リポート』(東洋信託銀行) 60号(昭和57年2月) 6頁参照。
 - 7) 倉沢康一郎「株主総会の運営」『企業会計』33巻5号(1981・5) 31頁。
 - 8) 龍田・前掲『企業会計』33巻9号58頁参照。元木・前掲書83頁参照。
 - 9) 昭和56年商法等改正関係衆参両院法務委員会議録(抄)(以下, 会議録と略称する)『別冊商事法務』52号(昭和56年10月) 101頁(稲葉説明委員発言)。
 - 10) 倉沢・前掲『企業会計』33巻5号31頁参照。龍田・前掲『企業会計』33巻9号57頁参照。会議録96頁(元木説明委員発言)参照。
 - 11) 提案権が新設される以前においても, 「株主の提案権を実質的なものにし, それを通じて総会における審議を活発なものにしようとするならば, 株主の提出した議案は, 取締役の提出した議案とならべて招集通知に記載し(したがって, 必ず総会の審議に付される), かつ会社の費用で株主提案についても委任状が集められる, ということが制度的に保障されることが必要である。」(河本一郎『現代会社法(新版)』(商事法務研究会, 昭和50年3月) 282頁), と提言されていた。
 - 12) 稲葉威雄「商法改正の経緯と概要」『企業会計』33巻9号(1981・8) 23頁。同『改正会社法』(金融財政事情研究会, 昭和57年7月) 131頁。元木 = 稲葉「商法の一部を改正する法律の概要」改正商法の概要『別冊商事法務』50号(昭和56年7月) 25頁。同「商法一部改正法の解説」『税経通信』36巻12号(1981・9) 29頁。稲葉 = 鴻 = 河本 = 森本・前掲57頁(稲葉発言)。柿崎栄治「株主総会の運営と対策」『税務弘報別冊』3号(昭和56年9月) 44-45頁。並木 = 中島 = 岡田「改正商法の意図と将来」『旬刊経理情報』288号(1981・8-9) 13頁(中島発言)。
 - 13) このような考え方に対して, 少数株主権としての提案権は, それ自体としては, その持株要件からして, いわゆるコミュニケーション云々というべき問題ではなく, 支配権を争奪する権利としてみてこそ理解される事柄である(松岡和生「株主総会」『税経セミナー』26巻13号(昭和56年9月) 32頁), と説く立場がある。
 - 14) 今井 宏『議決権代理行使の勧誘』(商事法務研究会, 1971・11) 229頁以下参照。中原俊明「アメリカ法における株主提案権制度の機能」『流大法学』14号(1973・3) 215頁参照。
 - 15) 三木純吉「株主提案権の研究」『インベストメント』19巻1号(昭和41年1-2月) 24頁参照。Robert W. Hamilton, CORPORATIONS, 1976, pp. 511-513.
 - 16) 河本一郎「ドイツ会社法セミナーの概要」『会社法根本改正の論点』(商事法務研究会, 昭和51年3月) 116頁参照。Alfred Hueck, Gesellschaftsrecht, 1975, s. 170. なお, イギリス法については, PALMER'S COMPANY LAW, 1976, pp. 619-620.
 - 17) 柿崎・前掲44頁。
 - 18) 龍田 節「株主の総会招集権と提案権」『法学論叢』71巻2号(昭和37年5月) 46頁。同・前掲『企業会計』33巻9号57頁。前田重行「株主提案権について」『私法』34号(1972・3) 152頁。柿崎・前掲44頁。
 - 19) 松岡・前掲27-28頁参照。
 - 20) 倉沢・前掲『企業会計』33巻5号31頁。
 - 21) 株式会社の機関に関する改正試案(昭和53年12月25日)では, 100株になっていたが, 300株に上げたのは, いろいろの意見を参酌した上での妥協であったようである(会議録97頁(元木説明委員発言)参照)。
 - 22) 共同提案の場合, グループがたとえ決議後, 総会終結前に分裂しても, 提案権行使の要件は遡って損なわれることはない(龍田・前掲『企業会計』33巻9号58頁)。
 - 23) 単独株主権とすべきであると解する説として, 龍田・前掲『企業会計』33巻9号58頁があるが, 昭和56年商法改正前の同・前掲『法学論叢』71巻2号52頁では, 「日本の場合株式の券面額が小さいので, アメリカのように単独株主権とすることは適当でない。」と指摘されていた。
 - 24) 元木 = 稲葉・前掲『別冊商事法務』50号19頁。元木・前掲書82頁。会議録97頁(稲葉説明委員発言)。なお, 大隅 = 鈴木「私の会社法改正意見」会社法根本改正の論点『商事法務研究会』(昭和51年3月) 134頁参照。
 - 25) 並木俊守「商法改正についての意見」『企業会計』33巻6号(1981・6) 105頁。
 - 26) 鴻 = 北沢 = 竹内 = 龍田 = 前田「会社法改正要綱をめぐって(第2回)」『ジュリスト』737号(1981・4) 98頁(竹内発言)参照。

- 27) このような立法の当否は、疑問であると解する立場として、北沢正啓『改正株式会社法解説』(税務経理協会、昭和56年9月)50頁、同『会社法(新版)』(青林書院新社、1982・8)279頁がある。100分の1という要件と300株という要件は、提案権を行使するについて、どちらが有利となるかを、多くの具体的数字を示して検討されているものに、大賀祥充『改正会社法講話』(成文堂、昭和57年5月)172-174頁があり、結局、様々の状況によって異なることが論じられている。
- 28) なお、衆議院法務委員会の附帯決議第五が、「中小株式会社における株主提案権が、かえって経営の安定・発展に弊害を及ぼすことのないよう中小企業の実情に即した行政指導措置を講ずること」を要請しているけれども、この要請について批判的見解として、龍田・前掲『企業会計』33巻9号58頁参照。
- 29) 株式会社の機関に関する改正試案(第一・二4d)では、提案が決議に参加した株主の持株数の100分の3以上の賛成を得られなかったときは、その提案のために会社が支出した費用は、提案者の負担としている。なお、矢沢=河本=清水=竹中「会社法改正に関する問題点の研究」『会社法根本改正の論点』(商事法務研究会、昭和51年3月)32頁(矢沢発言)参照。
- 30) 元木=稲葉・前掲『別冊商事法務』50号19頁。会議録98-99頁(中島政府委員発言)、100頁(参考人竹内発言)、105頁(元木説明員発言)各参照。
- 31) 商法237条の少数株主による総会招集制度についてであるが、河本一郎『注釈会社法(4)』(有斐閣、昭和43年9月)53頁参照。
- 32) 稲葉威雄「昭和56年改正商法に関する質疑応答」『代行レポート』58号(昭和56年9月)15頁。
- 33) 服部・前掲『代行レポート』60号2頁参照。
- 34) 元木=稲葉・前掲『別冊商事法務』50号25頁。
- 35) 山村忠平「株主総会の運営とその改善」『産業経理』41巻4号(1981・4)22頁。
- 36) 稲葉・前掲『代行レポート』58号17頁参照。大賀・前掲書177-178頁参照。
- 37) 稲葉・前掲『代行レポート』58号16頁参照。
- 38) 服部栄三「株主の提案権」改正会社法の研究『金融商事判例』651号(昭和57年9月)65頁。
- 39) 柿崎・前掲45頁。
- 40) 通知・公告に記載するに際して、株主の提案にかかる議題である旨を明らかにすべきかどうかという問題がある。会社が任意に記載するのは自由であって、これを制限する必然性はない(服部・前掲『代行レポート』60号3頁参照。森本 滋「株主提案権と書面投票制度(下)」『ジュリスト』751号(1981・10)92頁参照)。
- 41) 龍田・前掲『企業会計』33巻9号59頁参照。
- 42) フランス会社法やヨーロッパ会社法案は、日本の場合と同様、字数制限をしていないけれども、イギリス会社法140条1項で1000語以内、西ドイツ株式法126条2項で100語以内、アメリカではSEC規則14a8(a)(4)で提案は各300語以内で最大限2件できるが、提案理由については200語以下とされている(SEC規則14a8(b))。
- 43) 元木・前掲書83頁。
- 44) 竹内昭夫『改正会社法解説』(有斐閣、昭和56年12月)102頁参照。
- 45) 稲葉・前掲書136頁。
- 46) 龍田・前掲『企業会計』33巻9号59頁。
- 47) 元木=稲葉・前掲『税経通信』36巻12号28頁。同・前掲『別冊商事法務』50号25頁。
- 48) 服部・前掲『代行レポート』60号3頁。元木=稲葉・前掲『別冊商事法務』50号25頁。会議録101頁(元木説明員発言)。
- 49) 倉沢・前掲『企業会計』33巻5号32頁。
- 50) 服部・前掲『代行レポート』60号6頁。
- 51) 久留島隆「株主総会における会社役員の説明義務」高鳥正夫編著『改正会社法の基本問題』(慶応通信、昭和57年7月)120頁。
- 52) 鴻=北沢=竹内=龍田=前田・前掲『ジュリスト』737号96頁(竹内発言)参照。
- 53) 稲葉=川地=竹中=元木他『改正商法』(財経詳報社、昭和56年11月)143頁(稲葉発言)参照。服部・前掲『金融商事判例』651号66頁。
- 54) 松岡・前掲27頁。河本一郎「提案権」会社機関改正試案の研究『金融商事判例』572号(昭和54年7月)38頁は、当日出席してもこない株主の提案を審議に付す必要はない、と解されている。
- 55) 龍田・前掲『企業会計』33巻7号59頁。
- 56) 西ドイツ株式法137条(株主の選挙提案に関する表決[Abstimmung über Wahlvorschläge von Aktionäre])によると、株主が株式法126条によって、監査役選任のための提案をなし、かつその株主が総会において、自己の推薦した者の選挙を提案した場合に、総会に代表されている資本金額の10分の1以上の合計数を有する少数株主[*eine Minderheit der Aktionäre*]による請求があれば、この提案は監査役の提案に先立って、票決しなければならないと規定している。株主提案が先議されるには、10パーセント以上というかなり厳しい要件を充たさなければならないということである。
- 57) 竹内・前掲書102頁参照。
- 58) 服部・前掲『代行レポート』60号5頁。
- 59) 服部・前掲『代行レポート』60号5頁。同・前掲『金融商事判例』651号66-67頁。
- 60) 濱崎恭生『わかりやすい改正会社法の解説』(ぎょうせい、昭和57年6月)162頁参照。
- 61) 服部・前掲『代行レポート』60号5頁。龍田・前掲『企業会計』33巻9号60頁。稲葉・前掲

- 『代行レポート』58号16頁。
- 62) 松岡・前掲26頁。
- 63) 稲葉・前掲『代行レポート』16頁。
- 64) 大賀・前掲書179頁。
- 65) 竹内・前掲書103頁。柿崎・前掲46頁。元木＝稲葉・前掲『税経通信』36巻12号28頁。
- 66) 河本一郎『現代会社法』(新訂第2版)(商事法務研究会, 昭和57年9月)313頁参照。
- 67) 稲葉＝川地＝竹中＝元木他・前掲書134頁(稲葉発言)参照。
- 68) 龍田・前掲『企業会計』33巻9号60頁。
- 69) 大賀・前掲書178頁。柿崎・前掲46頁。河本・前掲『金融商事判例』572号38頁。
- 70) 倉沢・前掲『企業会計』33巻5号32頁。同「改正試案による株主総会の運営」『代行レポート』47号(昭和54年6月)16頁。元木＝稲葉・前掲『税経通信』36巻12号29頁。柿崎・前掲46頁。北沢正啓『会社法(新版)』(青林書院新社, 1982・8)278頁。田中誠二『再全訂会社法詳論 上巻』458頁も同趣旨と思われる。
- 71) 松岡・前掲28頁。
- 72) 服部・前掲『代行レポート』60号4頁。同・前掲『金融商事判例』651号66頁。
- 73) 服部・前掲『代行レポート』60号6頁。同・前掲『金融商事判例』651号67頁。
- 74) 松岡・前掲28頁参照。
- 75) 龍田・前掲『企業会計』33巻9号60頁。
- 76) 株式会社の機関に関する改正試案第一・二4(注)(2)では, 提案権に対する取締役の義務を, 通知・公告義務としてとらえて, 取締役が株主の提案を通知・公告しなかったときは, 商法498条1項2号に該当するものとして, 取締役が過料に処せられることを明らかにしていた。
- 77) 倉沢・前掲『企業会計』33巻5号32頁参照。森田 章「株主提案権」『私法』40号(1978・3)197頁参照。
- 78) 龍田・前掲『企業会計』33巻9号60頁。今井・前掲274頁は, 裁判所の命令によりその記載を強制することを求めることとするのが適当であるとの立法論を提示していた。
- 79) 龍田 節「株主総会の正常化」『ジュリスト』747号(1981・8)107頁。なお, 実務家から, 時価発行とか時価転換社債というものが定着しながら, 企業が未だに従前の配当率に固執し, また無償交付等の株主還元策を採らないとすれば, これに不満なのは, むしろ機関投資家であるから, 配当増配の提案が頻繁に出されるのではないか, ということが懸念されている(稲葉＝川地＝竹中＝元木他・前掲書136頁(松本発言)参照)。
- 80) 商法改正要綱(昭和56年1月26日)第一・二2によると, 「6月から引き続き発行済株式総数の100分の1に当る株式又は300株以上の株式を有る株主は, 次に掲げる場合を除き, 総会の6週間前までに取締役の書面を提出して, 一定の事項を会議の目的とし, 又はその提出する議案の要領を株主に通知することを求めることができる。(1) 請求された事項が総会の決議すべき事項でないとき。(2) 提出された議案と同一の議案が総会において否決された後3年を経過しないとき。」と定められ, 株式会社の機関に関する改正試案では, 会社は会議の目的としなければならないとしているのに対し, 要綱では, 株主に通知することを取締役を求めることができるにとどまっている。これらの関係については, 北沢・前掲書『改正株式会社法解説』48-50頁参照。
- 81) 大和証券経済研究所編「1982年版株主総会白書」『商事法務』956号(1982・11)87-88頁参照。アメリカでも, わが国と同様に会社側は, 議案を通過させるのに必要な委任状の大半を確保しているのだから, 實際上, 株主提案が成立する余地は極めて少ないといわれている(南 忠彦「株主総会の運営」『ジュリスト』747号(1981・8)146頁)。
- 82) 鈴木竹雄『新版会社法全訂第2版』(弘文堂, 昭和57年4月)154頁。前田(重)・前掲159頁参照。今井・前掲231頁参照。
- 83) 龍田・前掲『法学論叢』53頁参照。服部・前掲『代行レポート』60号7頁参照。

[横浜国立大学経営学部助教授]